

I. 総論

位置づけ	サイクリスポートの聖地に向けたビジョンを市町や県民と共有しながら、ハード・ソフトの施策を総合的に進める指針となる計画（自転車活用推進法第10条）		
計画区域	静岡県全域	計画期間	2021年度まで

II. 自転車を巡る静岡県の現状と課題 -計画の目標-

静岡県の特性を活かし、国内外のサイクリストを惹きつける地域「サイクリスポートの聖地」を目指すとともに、自転車を巡り多様化する課題に対応するため4つの目標を定め、これらを達成するために実施すべき施策を推進します。

静岡県の特性

- 多種多様な自転車競技に適する環境を有するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技が開催される
- 海あり、山あり、起伏ありの表情豊かな地形を有し、富士山をはじめとする世界に誇る資源を有している
- 温暖な気候で年間を通じて自転車を楽しむことができる

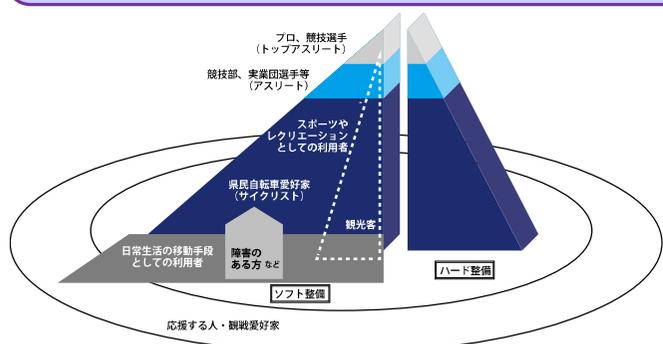


出典：SHIZUOKA CYCLING

目指す姿

サイクリストの憧れを呼ぶ聖地“ふじのくに”の実現

国内外から多くのサイクリスト、自転車競技者が訪れ、交流する地域住民の多くが自転車に親しみ、サイクリストを理解し、温かくもてなす地域社会



IV. 自転車活用をするために必要な事項

目指す姿「サイクリストの憧れを呼ぶ聖地“ふじのくに”の実現」に向け、国・県・市町、地域実践団体、県民、民間、警察が緊密に連携・協力して施策の推進を図ります。施策ごとに設定した指標を用いて、計画の進捗を確認し、毎年度、静岡県サイクリスポートの聖地創造会議からの助言をいただき、フォローアップを行い、計画期末（2021年度）までに施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて本計画を見直します。

III. 自転車活用の推進に関する実施すべき施策及び具体的な措置

() 数を表記

目標 (4)・指標 (9)	施策 (10)	具体的な措置 (48)
競技振興 目標 1 自転車競技のアジア中心地への成長と自転車アスリート育成体制の構築 国際自転車競技連合 (UCI) 公認レースの静岡県開催競技種目数 3種目 (2018年) ▶ 4種目 (2021年) 静岡県内の自転車競技連盟 (JCF) 登録競技者数 376名 (2017年度) ▶ 約400名 (2021年度)	施策1: 自転車競技の普及・振興 施策2: 自転車アスリートの育成・競技力向上	措置①: レガシー創出に向けた東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技会場の整備を推進 措置②: 既存競技施設等を活用した競技大会等の開催を促進 措置③: 国際的レーシングチーム、競技団体のトレーニングキャンプの本拠地化を促進 措置④: 自転車競技大会において、競技の魅力を伝えるイベントを実施するなど、競技以外の楽しみを演出する取組の促進 措置⑤: 競技への発展を目指した、低年齢層が参加するイベントの開催及びパラサイクリングに親しむイベントの実施の促進 措置⑥: 企業等と連携したパラサイクリストの発掘の支援 措置⑦: ジュニア育成につながる地域に密着した自転車フィールド確保の促進 措置⑧: 国内外の主要競技大会において、優秀な成績を収めるため、県内選手の競技力向上を支援 措置⑨: 日本サイクリスポートセンターをジュニア・ユース世代の育成拠点とし、自転車エリートアカデミーを設置
サイクルツーリズム 目標 2 国際的なサイクルツーリズムの目的地創造 国計画の目標値となっているモデルルート数のうち県内のモデルルート数 0ルート (2017年度) ▶ 4ルート (2021年度) バイシクルピット数 303箇所 (2017年度) ▶ 500箇所 (2021年度) e-BIKEレンタル台数 41台 (2017年度) ▶ 200台 (2021年度)	施策3: 自転車文化の創造・定着 施策4: 世界に誇るサイクルツーリズムの推進 施策5: 交通事業者や宿泊・観光施設等との連携による受入態勢の向上	措置⑩: 自転車競技選手や競技経験者が中心となり、自転車文化の醸成に向けた取組を促進 措置⑪: 安全啓発活動やサイクルイベントを通じた自転車文化の発信・定着の促進 措置⑫: 地域の自転車クラブ創設の促進 措置⑬: ナショナルサイクルート (仮称) の登録に向けた県モデルルートの設定 措置⑭: 世界文化遺産の富士山や韭山反射炉、世界農業遺産、ユネスコ世界ジオパーク、エコパーク等を巡るサイクルツーリズムの促進 措置⑮: オンロード・オフロードの多様なコースの整備・情報発信の推進 措置⑯: 国際色豊かなサイクルイベント、展示会、会議等の開催の支援 措置⑰: 鉄道、バス等とのモーダルミックスの促進 措置⑱: 民間事業者との連携強化による鉄道駅や空港への駐輪スペース設置等サイクルツーリズム拠点の形成促進 措置⑲: 休憩、修理等の対応を行うバイシクルピット等の整備を促進 措置⑳: 宿泊・観光施設のサイクリスト受入態勢の向上を促進 措置㉑: 県内統一教本を使用したガイドの養成などガイドライドシステムの充実 措置㉒: 観光地を巡る広域での乗り捨て可能なレンタサイクル・シェアサイクルシステムの構築の促進 措置㉓: インバウンドにも対応した環境整備の支援
裾野拡大・安全 目標 3 安全・快適に誰もが自転車に親しむ地域社会の形成 自転車分担率 (平日) 県内調査対象市町の平均値 13.9% (2015年) ▶ 14.7% (2020年) 自転車乗車中の人身事故発生件数 3,992件 (2018年) ▶ 現状値より減少 (2021年)	施策6: 国内最高峰のe-BIKE環境の創出 施策7: 自転車利用の裾野拡大	措置㉔: e-BIKE (e-マウンテンバイク、e-クロスバイク、e-ロードバイク) を活用したレンタサイクルシステムの構築を促進 措置㉕: e-BIKE充電ステーションネットワークの構築の促進 措置㉖: e-BIKEを活用したサイクルルートの設定の促進 措置㉗: 自転車の魅力、楽しさ、効能の周知啓発の促進 措置㉘: 5月の自転車月間での啓発の推進 措置㉙: 健康増進、CO ₂ 削減に向けた自転車利用の周知の促進 措置㉚: ターゲットに応じた自転車活用の促進 措置㉛: 電動アシスト付き自転車の利用促進 措置㉜: タンDEM自転車の安全な乗り方の啓発促進 措置㉝: 自転車通勤の促進 措置㉞: 災害発生後における自転車活用の検討
走行空間整備 目標 4 良好な自転車走行空間の形成 自転車活用推進計画 (自転車ネットワーク計画含む) 策定市町村数 0市町 (2017年度) ▶ 35市町 (全市町) (2021年度) 自転車走行環境整備延長 (県管理道路における矢羽根型路面表示の延長) 約83km (2017年度) ▶ 約276km (2021年度) ※静岡県総合計画の目標値	施策8: 自転車安全利用の推進 施策9: 自転車走行空間の計画的な整備 施策10: 良好な自転車走行環境の維持	措置㉟: 自転車交通ルール・マナーの周知及び安全利用の啓発推進 措置㊱: 関係機関が連携した街頭活動等を通しての交通安全指導の実施の促進 措置㊲: ヘルメット着用、自転車損害賠償保険加入の促進、自転車点検実施の啓発の推進 措置㊳: 自動車ドライバーや自転車に乗る全ての人へ、自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進 措置㉿: 市町自転車活用推進計画 (自転車ネットワーク計画を含む) の策定を支援 措置①①: 計画的な自転車走行空間の整備の推進 措置①②: 他の事業との連携や少しの工夫による快適な自転車走行空間の整備を推進 措置①③: まちづくりや交通安全事業と合わせた自転車走行空間の整備を推進 措置①④: 自転車走行空間に関する情報発信を推進 措置①⑤: 自転車走行空間上の路上駐車の抑制を促進 措置①⑥: 鉄道事業者等と連携した駐輪場整備を促進 措置①⑦: 情報通信技術を活用した駐輪場やシェアサイクルの普及による放置自転車対策の促進 措置①⑧: 自動車ドライバーや自転車に乗る全ての人へ、自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進 (再掲) 措置①⑨: 自転車走行空間の適正な維持管理の推進